公益財団法人
鉄道弘済会

戸田駅前保育所（おひさま保育園）　求人票



募 集 概 要 【中途採用（毎月１日採用）】

園からのメッセージ	当園では、子どもが安心して過ごせる環境の中で、自然や食、遊びを通して豊かな心と主体性を育みます。友だちや地域との関わりを大切にし、楽しみながら成長できる保育を実践しています。職員同士の声かけや協力を大切にし、経験の有無に関わらず安心して働ける環境づくりにも力を入れています。子ども一人ひとりに丁寧に関わりたい方、チームで支え合いながら子どもの成長を支えたい方をお待ちしています。
募集職種	保育士（正職員）
応募資格	①大学・短期大学・専門学校を卒業されている方 ②保育士資格・幼稚園教諭免許を取得していること
勤務地	住所：〒335-0021　埼玉県戸田市大字新曽213-4 アクセス：JR埼京線 戸田駅より徒歩約5分
給与	【大学卒(30歳)】　経験年数８年　月給　306,025 円 【短期大学・専門学校卒(30歳)】　経験年数10年　月給　287,810 円
諸手当	・通勤手当 ・住居手当（家賃の75%、上限３万円） ・扶養家族手当 ・割増手当 ・都市手当　※勤務地により異なります ・シフト勤務手当（早・遅番勤務をした際に支給）　など
賞与	年２回（夏季・年末） ※年間４.５ヵ月（2025年度実績）
昇給	年１回（４月）
休暇	・年次有給休暇：採用日に10日を付与 ※勤務年数に応じて付与日数が増加し、最高で20日付与 ・保存休暇制度 有効期間を超えた年次有給休暇を保存・使用できる制度（最大30日まで貯めることが可能） ※育児や介護、ボランティア活動への参加などの際に使用できます ・その他の休暇 結婚休暇、忌引休暇、育児・介護等に関する法定休暇、育児休暇　など

公益財団法人
鉄道弘済会

休　　日	日曜・祝日・年末年始（年間休日数112日）
勤務時間	6:45～19:30の間でシフト制（平均7.5時間勤務/日）
福利厚生	・奨学金返済助成金の支給（月額上限10,000円 × 10年間） ・社会保険完備（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険） ・住宅支援制度（持家住宅一時金、住宅貸付金） ・社内共済制度（各種祝金等） ・インフルエンザ予防接種 ・職場レクリエーション補助 ・表彰制度（成績優秀者、永年勤続者） ・福利厚生サービス会社との提携（育児、介護、グルメ、ショッピング、宿泊など） ・カフェテリアプラン（選択型福利厚生制度）　など
研修制度	新規入会者研修、3年目研修、中堅職員研修、主任研修、海外研修、 弘済学園（児童発達支援センター）研修、交流保育　など
自己啓発支援	資格取得支援（受験料・登録費用助成、祝金支給）、通信教育制度（約160講座）

応募方法

採用フロー

園見学 ▶▶ ○ 面接 ○ 実技
・絵本読み聞かせ
・手遊び
・楽器演奏
のうち１つ選択 ▶▶ 内　定

申込方法

右のＱＲコードから「お申し込みフォーム」へアクセスし、
フォームに必要事項を記入のうえ、ご連絡ください。
まずは見学だけ･･･という方も大歓迎！お気軽にお越しください♪
お申し込み内容を確認後、担当者よりご連絡いたします。

お申込はこちらから！

特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

お問い合わせ

〒225-0021 埼玉県戸田市大字新曽213-4　戸田駅前保育所（おひさま保育園）
担当：園長　松岡 好栄（まつおか よしはる）
TEL：048-447-8860　E-mail：ohisama-ho@kousaikai.or.jp
園公式HP URL： https://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/toda/

公式HPはこちらから！

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。